

「名寄市スポーツ推進計画」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

「名寄市スポーツ推進計画(素案)」に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
寄せられたご意見について検討した結果、「名寄市スポーツ推進計画(素案)」を次のとおり修正して策定することとしました。

1. パブリック・コメント手続の実施結果

案件名	名寄市スポーツ推進計画(素案)
意見等の募集期間	令和8年3月27日(金)から令和8年4月27日(月)【32日間】
案の公表方法	1 指定場所での閲覧 2 市ホームページへの掲載 3 新聞広報欄への掲載
意見等の提出方法	「意見提出用紙」により実施機関窓口への持参、郵送、FAX、電子メール
結果の公表方法	指定閲覧場所、市ホームページ
意見等の提出者数・提出件数	提出者 1人 提出件数 7件 【内訳】 電子メール:7件
意見等の処理	案の修正箇所:7箇所

2. 意見の概要と市の考え方について

市民等の意見の概要	件数	意見に対する名寄市の考え方
計画策定の趣旨について、名寄市の実情に応じたスポーツの理念を推進するために本計画を策定するのではなく、実現を目指して策定する表現のほうが合うと思います。	1	いただいたご意見を参考に修正いたします。
この計画は、国や道のスポーツに関する計画との関連だけでなく、総合計画を含む市のその他の計画との関係において実行されるものと考えます。	1	市の計画との関連を追記し、各計画の関係性を示す図を加えます。
名寄市の現状について、スポーツ推進の計画としては、人口の将来推計と子供の体力データだけでは現状把握として不十分ではないかと思えます。小中学生の児童生徒数の推移とともに、スポーツ少年団の登録者数や学校運動部活動の加入生徒数の推移を紹介するなどして、より詳細な現状分析があると良いと思えます。	1	いただいたご意見を参考にスポーツ少年団の加入率や学校運動部活動加入率の推移を紹介して分析結果を追記いたします。
アンケート調査の結果部分についてこの部分だけ「である調」になっています。全体との統一の点から「ですます調」に修正するのが良いと思えます。	1	全体との統一の点からご意見のとおり修正いたします。
各施策において成果目標が定められているので本計画が目指す基本理念に対する成果目標を示した方が良いと思えます。	1	いただいたご意見を参考に目標値を示していきます。
地域での応援体制の充実について市民がアクセスをしやすくすることのアクセスとは何を指しているのか伝わりにくいので別の表現にした方が良いと思えます。	1	市民に伝わりやすいように表現を修正いたします。

複合拠点化の推進について見出しと本文が合っていないように思いますので修正する必要があります。	1	文章を見直し修正いたします。
--	---	----------------

[問合先]
 担当課 スポーツ政策課
 電 話 2-2218

第1章 計画の策定にあたって

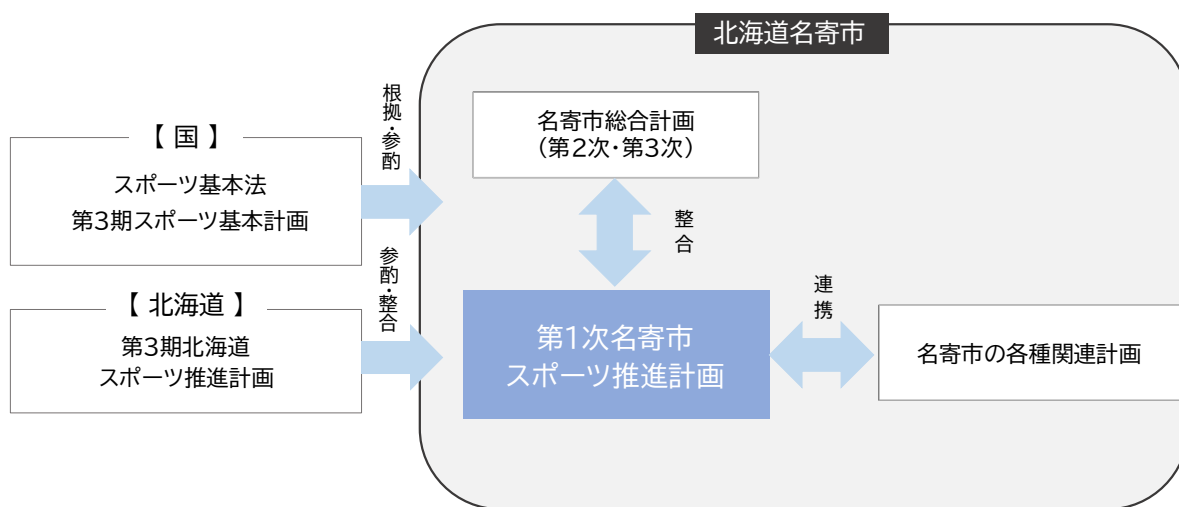
1. 計画策定の趣旨

スポーツ基本法において、スポーツは、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であると謳われています。

本市では、社会教育の下での市民の多様な交流を基本とした「地域とともにあるスポーツの振興」の実現を目指しを推進し、「スポーツの持つ力」を最大限活用し、本市の実情に応じたスポーツの理念を推進するための実現を目指し、「名寄市スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る重要な指針として、国が令和4(2022)年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」や北海道が令和5(2023)年3月に策定した「第3期北海道スポーツ推進計画」を参酌し、本市の実情に即したスポーツの目指す将来像と、今後5年間のスポーツ推進に関する施策の方向性を示すスポーツ推進の基本となる計画です。また、この計画は「名寄市総合計画」と整合するとともに、本市の各種関連計画との連携を図ります。



3. 計画期間

本基本計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、おおむね5か年を目途に進め、計画の進捗状況、社会情勢などを踏まえ必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 現状分析と課題

1. 社会情勢及び国の動向

<社会情勢>

2020年の新型コロナウイルスの世界的流行を経て、人々の暮らしや価値観は大きく変化しました。働き方や学び方、地域との関わり方が見直され、オンライン化が進む一方で、人と人が直接ふれあう機会の大切さが再認識されました。同時に、人口減少や少子高齢化、地域の担い手不足など、社会課題は一層複雑化しています。こうした中で、スポーツは健康づくりだけでなく、人をつなぎ、地域を元気にする力として、その価値が改めて注目されています。

<国の動向>

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めました。

一方で、令和7年にはスポーツ基本法の制定から14年が経ち、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化しています。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正が行われました。

社会が急速に成熟・変化していくことに伴い、スポーツに求められる役割が更に幅広く、深化しており、楽しさや喜びといった「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、「スポーツが社会活性化に寄与する価値」への期待が高まってきています。そのため、国が令和4(2022)年に策定した「第3期スポーツ基本計画」の最終年度を迎えることから、令和8年度中に「第4期スポーツ基本計画」の策定議論も同時行われています。

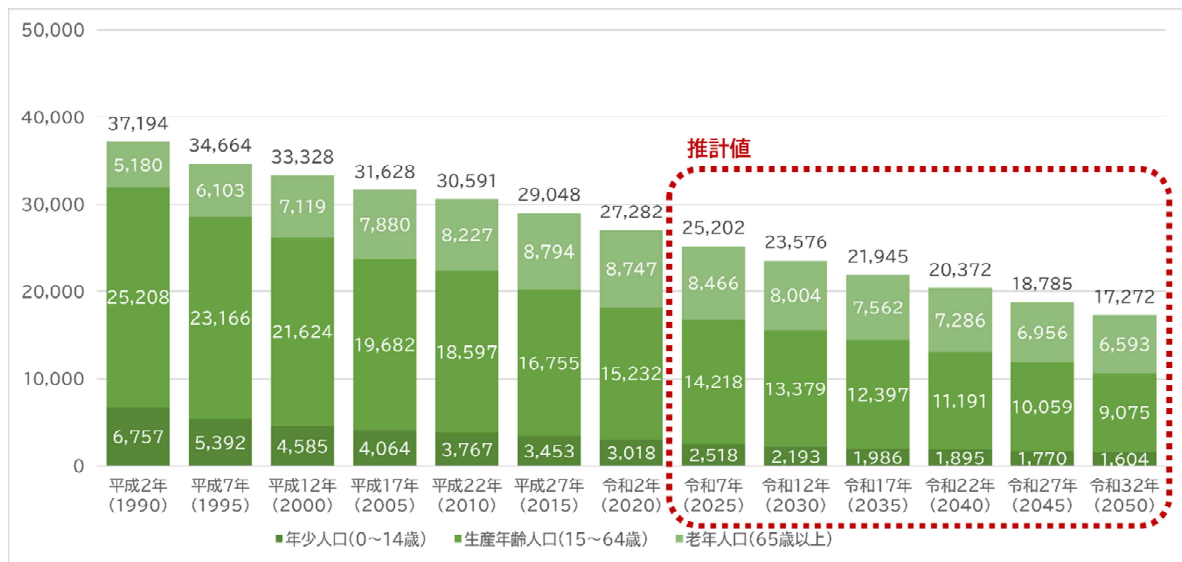
令和6(2024)年度からは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」が推進されています。スポーツが果たす役割は、スポーツ庁や厚生労働省といった省庁の垣根を越えて、国民や市民の健康増進の一翼を担っています。名寄市においても、令和6年(2024)年に名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第3次)」を策定し、名寄市保健医療福祉推進協議会および名寄市健康福祉部保健センターが中心となって推進しています。

2. 名寄市の現状

本市の総人口は減少しており、令和2年には27,282人となっています。また、年少人口(0～14歳)および生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向で推移しています。これまで増加傾向で推移していた老年人口(65歳以上)も令和2年(2020)には減少に転じています。

あわせて、住民基本台帳人口に基づく本市の総人口は令和7年(2025)時点で24,379人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の公表に基づく推計値より既に減少しています。

図表2-1 年齢別人口の推移(実績値…国勢調査、推計値：国立社会保障・人口問題研究所)



※総人口は年齢不詳を含む。

名寄市「名寄市総合計画(第3次)策定に向けて-名寄市の現況について」を基に加筆

また、本市の児童・生徒の体力について、令和7(2025)年度名寄市 全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、握力、50m走、(小学生)ソフトボール／(中学生)ハンドボール投げなどの8種目の結果をまとめた体力合計点は、小学5年生では男女ともに全国平均を上回っている一方で、中学2年生では男女とも全国平均を下回る結果となっており、中学生の運動・スポーツ環境や機会が小学生と比べて十分でない可能性が示唆されます。

図表 2-2 子どもの体力合計点(平均値)

R7	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
名寄市	55.8	58.7	39.3	45.8
北海道	53.6	54.6	41.1	45.6
全国	53.0	54.0	42.2	47.6

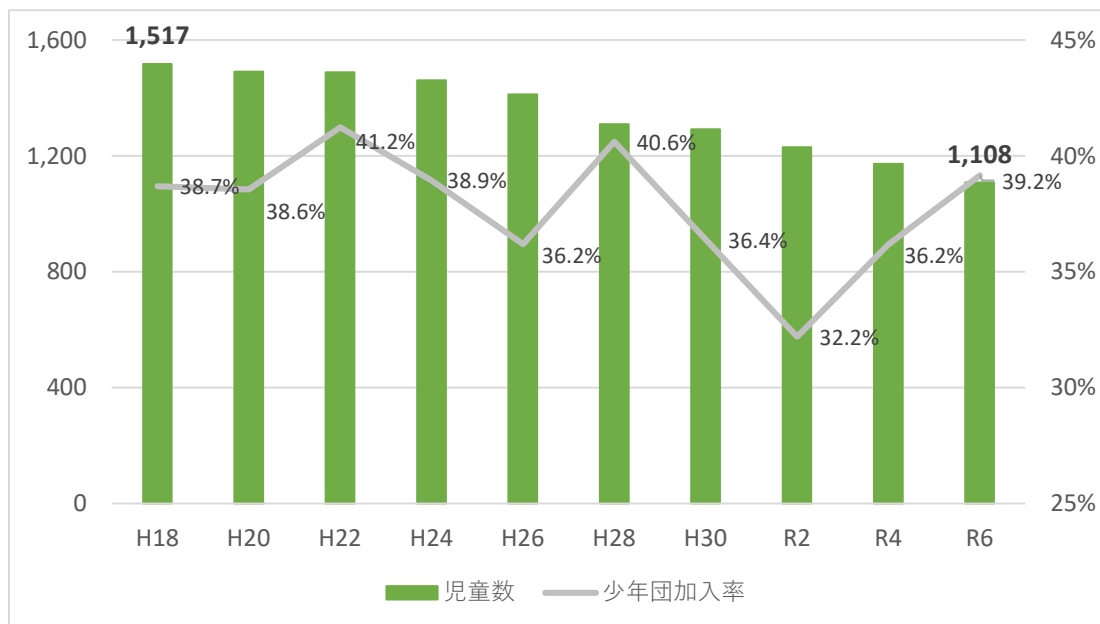
※体力合計点(平均値)・・・体力合計点の総和÷調査実施人数

出展：名寄市教育委員会「令和7年度 名寄市 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」

これらの人口減少や少子高齢化、生活環境の変化により、特定の年齢層に限らず運動習慣が十分に定着していない層も一定数存在しており、健康づくりや生活習慣病予防、社会参加の観点から、日常的に身体を動かせる機会の確保が求められています。

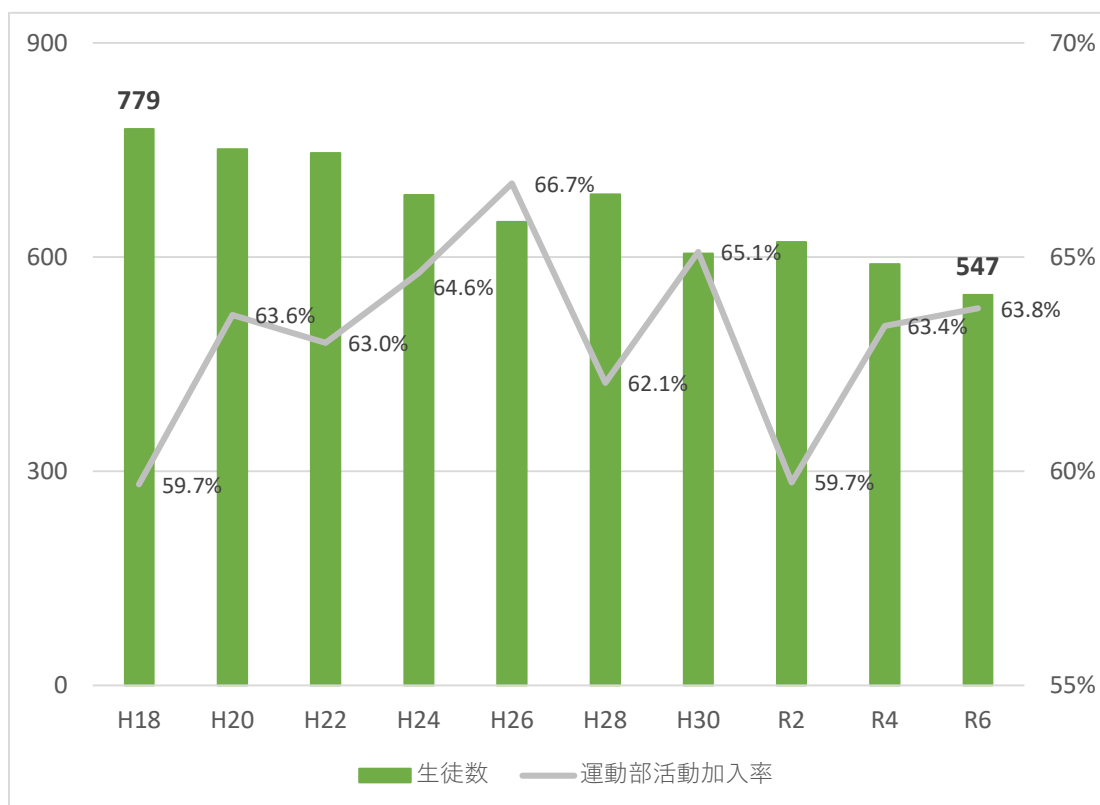
小学生に運動・スポーツのきっかけと日常的な活動の場を提供するスポーツ少年団の加入状況をみると、加入率は32～41%と高い割合で推移しており、スポーツ少年団が本市の児童のスポーツ活動の中心であることが確認できます。しかしながら、児童の数は平成18年度の1,517人から令和6年度の1,108人と18年間でおよそ3/4に減少しており、個々の少年団の活動規模の縮小が懸念されます。

図表 2-3 児童数とスポーツ少年団加入率の推移(平成18年度～令和6年度)



また、中学生が競技者としてスポーツに真剣に向き合う場となる学校運動部活動の加入状況をみると、加入率は59～67%で推移しており、令和6年度の割合は全国平均(57.3%)より高くなっています。しかし、児童と同様、中学校の生徒数は減少し、令和6年度は547人で平成18年度のおよそ7割になっています。部活動の地域展開を進める中で、中学生が選べるスポーツ種目の選択肢を広げる取り組みが求められます。

図表 2-4 中学校生徒数と学校運動部活動加入率の推移(平成18年度～令和6年度)



中学校運動部活動の加入者数上位6種目について、平成18年度と令和6年度を比較すると、軟式野球の減少が-58.4%と特に大きく、18年間で半数以下になっています。一方、ソフトテニスと卓球は、全生徒数が-29.8%と減少しているにもかかわらずそれぞれ10.8%、23.8%増加しており、加入者数の増減は競技により大きく異なることがわかります。団体競技の加入者の大幅な減少は全国的にみられる傾向ですが、1校で大会に参加するチームが組めない状況は、地域における競技の衰退を招く恐れがあることから、部活動改革の中で解決に向けて取り組む必要があります。

本市ではこれまで、関係機関・団体と連携しながら、スポーツ教室の開催や各種大会の開催支援、学校施設開放事業などを通じてスポーツの振興に努めてきました。また、市内のスポーツ関係団体の統合により「一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ」が発足し、スポーツ施策の推進体制の強化が図られています。

第3章 計画の基本事項

1. 基本理念

本計画が目指す理念は次の通りです。

「人々が健やかに暮らし、スポーツでつながるまちづくり」

【KGI(重要目標達成指標)】

指標項目	基準値	目標値
	R7	R12
週1回以上スポーツを実施する市民の割合(%)	45.8	50

2. 本計画の基本目標

本市において、基本理念に基づくスポーツの推進を図るため、3つの基本目標を設定し、取り組みます。

基本目標1. ライフステージに応じた運動・スポーツの推進

基本目標2. スポーツによるアクティブなまちづくりの推進

基本目標3. 誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の充実

3. 施策の体系

基本目標を達成するために施策を展開する中で、社会の様々な課題解決に、取り組みます。

基本目標1. ライフステージに応じた運動・スポーツの推進

施策1)子ども(幼児・小学生)の運動・スポーツの推進

施策2)ジュニア期(中学・高校生)の運動・スポーツの推進

施策3)働く世代・子育て世代の運動・スポーツの推進

施策4)高齢者の運動・スポーツの推進

基本目標2. スポーツによるアクティブなまちづくりの推進

施策1)市民参加型のスポーツイベント活動の推進

施策2)スポーツ指導者などの人材育成

施策3)スポーツ関連団体等との連携強化

施策4)スポーツ合宿・大会の誘致と開催支援

基本目標3. 誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の充実

施策1)冬季のスポーツ活動の推進

施策2)スポーツ施設の整備・充実とウェルビーイング向上の推進

施策3)インクルーシブスポーツの推進

施策4. スポーツ合宿・大会の誘致と開催支援

【現状と課題】

- ・スポーツ合宿の誘致に関する情報や周知活動が不足しており、市内における合宿の機会が増えていません。
- ・地元で開催されるスポーツ大会に対する応援や観客が少なく、地域のスポーツ文化の活性化に繋がりにくくなっています。

【施策の方向性】

(1) スポーツ合宿・大会の誘致

- ・大会開催地や合宿地として選ばれるよう競技施設や宿泊施設についての情報発信を行い、積極的な誘致活動を行う。
- ・スポーツ合宿や大会等の受入を通じて交流人口の拡大を図り、地域資源と連動した滞在価値を創出する。
- ・夏場の大会誘致の強化のため、Nスポーツコミッションなよろ会員団体との連携を図るとともに施設環境の充実を図る。

(2) 地域での応援体制の充実

- ・競技団体と連携し、市内で開催するスポーツ大会に関する情報発信を行い、**市民にスポーツを通じた地域活動への参加を促進することで市民がアクセスをしやすくすることで地域みんなでスポーツを応援する雰囲気づくりに努める。**

【成果目標】

指標項目	基準値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
合宿受入人数(人)	8,046	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000
全国・全道規模大会の誘致・開催回数(回)	13	14	14	15	15	16

施策2.スポーツ施設の整備・充実とウェルビーイング¹向上の推進

【現状と課題】

- ・市内の多くのスポーツ施設は昭和後期から平成初期にかけて建設され、施設のバリアフリー化などの改修工事が進んでいない施設が多くあります。
- ・運動できる場所が限られており、特に冬場には屋内の運動施設が不足している状況です。
- ・スポーツ施設を含めた公共施設が市内に点在しており、自家用車を持たない学生や高齢者など、施設へのアクセスが不便なことから利用を躊躇する人も多くいます。
- ・スポーツ施設や設備、子どもが身体を動かせる施設などの充実度は地区により差がみられます。

【施策の方向性】

(1)スポーツ施設の整備・有効活用

- ・安全性・快適性を確保しながら計画的な施設の修繕を行う。
- ・利用状況やニーズを踏まえた運営改善を行い、施設の機能維持と効率的な管理運営を両立し、持続可能なスポーツ環境の整備を進める。
- ・優先順位をつけた既存施設の長寿命化を図るほか、機能向上やバリアフリー対応など多様なニーズに合わせた改修を行い、スポーツ環境の充実を図る。
- ・学校施設開放事業を活用し、年間を通した運動・スポーツ活動の場を提供する。
- ・近隣自治体と連携し、広域的な施設の有効活用を促進する。

(2)日常的な運動習慣の定着とウェルビーイング向上の推進

- ・市民が日常の中で無理なく身体を動かし、散歩や体操、筋力づくり等を継続できるよう、多様な運動機会充実を図る。
- ・公園等の公共空間を活用した取組を推進し、安全に外出できる歩行環境づくりを関係部署と連携して進め、運動習慣の定着とウェルビーイング向上につなげる。

(3)複合拠点化の推進 **スポーツ・健康・福祉の連携による地域健康モデルの推進**

- ・名寄市立大学と連携し、将来的にスポーツ・健康・福祉の先進的な地域健康モデルの確立を目指す。

【成果目標】

指標項目	基準値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
市内スポーツ施設利用人数(人)	304,782	310,000	320,000	330,000	340,000	350,000
学校施設開放事業利用人数(人)	45,862	46,000	46,500	47,000	47,500	48,000

¹ウェルビーイング(Well-Being)：個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。